

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年3月11日

大阪税関長 大 内 聡

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
株式会社辰巳商会 大阪府大阪市港区築港4丁目1番1号	株式会社辰巳商会 北港ケミカルターミナル 大阪府大阪市此花区北港2丁目1番67号	廃業	—	令和6年2月29日